平成２８年（フ）第３８９７号
東京都練馬区羽沢２丁目６－５－201
債務者　定方　信雄
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９０１号
東京都足立区東和３丁目５－20　第一ひかりコーポ301
債務者　鈴木　　治
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９０２号
東京都練馬区向山４丁目７－３
債務者　五艘健太郎
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９０５号
東京都豊島区要町３丁目43－17　第一青葉荘202号
債務者　藤野　捷二
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５９号
沖縄県宜野湾市伊佐４丁目３番16－403号
伊利原市営住宅Ｃ棟
債務者　島尻　安子
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月１日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１４５号
静岡県周智郡森町一宮3577番地の３
債務者　神馬　和子
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１５１号
静岡県浜松市東区大蒲町105番地の４　ハイツカミムラ１　205号、前住所静岡県浜松市中区幸２丁目52番20－204号　サンコーポ幸
債務者　松井　　郷
1　決定年月日時　平成28年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１８６号
静岡県浜松市東区笠井町547番地の１
債務者　濱　　美和
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１号
岡山県新見市菅生6606番地、旧住所岡山県岡山市北区一宮345番地５
債務者　三上　裕美（旧姓浅田）
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月18日午後４時
岡山地方裁判所新見支部

平成２８年（フ）第２号
岡山県新見市神郷下神代3611番地　神郷神代団地２－４号
債務者　塚本　文香
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月18日午後４時
岡山地方裁判所新見支部

破産手続終結

平成２６年（フ）第２０９号
長野県松本市深志３丁目10番20号
破産者　松販株式会社
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２８号
大阪府門真市三ツ島１丁目19番１号、前住所三重県名張市南百合が丘３番地
破産者　筒井　　肇
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第９８０号
大阪市住之江区南港北２丁目１番10号
破産者　株式会社エスティーライン
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１９５号
大阪市城東区関目３丁目７番10号
破産者　フジヤ産業株式会社
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２６号
熊本市中央区水道町７番16号
破産者　有限会社タイミック
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１６６号
新潟県長岡市西津町3817番地21
破産者　有限会社アンドウ
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第２０２号
岐阜県本巣市仏生寺1065番地
破産者　奥田　幸昌
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所